十　法第十九条第一項又は法第十九条の二の確認	後の現状について、次のイからハまでに掲げる航空機がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。 イ～ハ　（略）	（略）

2　第十四条の二第六項の確認は、第十四条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品又は部品の設計の変更について、当該設計の変更後の装備品又は部品が当該承認を受けた型式又は仕様に適合することについて確認主任者（当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、次条第二項の設計基準適合証に署名又は記名押印をすることにより行うものとする。

（基準適合証の交付）

第四十一条　認定を受けた者は、次の表の上欄に掲げる法第十条第四項の基準に適合することの確認をしたときは、同表の中欄に掲げる基準適合証を、同表の下欄に掲げる者に交付するものとする。

確認の区分	基準適合証の区分	交付を受ける者
（略）		
前条第一項の表第三号に掲げる確認	設計基準適合証（第十七号の二様式）	型式証明を受けた者
前条第一項の表第四号に掲げる確認		追加型式設計の承認を受けた者
前条第一項の表第五号及び第六号に掲げる確認		当該航空機の使用者
前条第一項の表第七号から第九号までに掲げる確認	（略）	

2　（略）

第二百十三条　（略）

2　法第百四条第一項第一号の国土交通省令で定める変更は、次のとおりとする。

一　機体及び装備品等の製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更

二　（略）

3～5　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三の二　（略）

三の三　法第十三条の五第一項及び第二項の規定による権限（追加型式設計に係るものに限る。）

八　法第十九条第一項又は法第十九条の二の確認	空機がそれぞれ当該イからハまでに定める基準に適合すること。 イ～ハ　（略）	（略）

2　第十四条の二第六項の確認は、第十四条第一項の承認を受けた型式又は仕様の装備品又は部品の設計の変更について、当該設計の変更後の装備品又は部品が当該承認を受けた型式又は仕様に適合することについて確認主任者（当該確認に係る設計を担当した者を除く。）に行わせるものとし、当該確認主任者の確認は、次条第二項の設計基準適合証に署名又は記名押印することにより行うものとする。

（基準適合証の交付）

第四十一条　認定を受けた者は、次の表の上欄に掲げる法第十条第四項の基準に適合することの確認をしたときは、同表の中欄に掲げる基準適合証を、同表の下欄に掲げる者に交付するものとする。

確認の区分	基準適合証の区分	交付を受ける者
（略）		
前条第一項の表第三号に掲げる確認	設計基準適合証（第十七号の二様式）	型式証明を受けた者
前条第一項の表第四号に掲げる確認		追加型式設計の承認を受けた者
（新設）		
前条第一項の表第五号から第七号までに掲げる確認	（略）	

2　（略）

第二百十三条　（略）

2　法第百四条第一項第一号の国土交通省令で定める変更は、次のとおりとする。

一　機体並びに装備品、部品及び救急用具（次条において「装備品等」という。）の製造者等の作成する運航又は整備に関する技術的資料に準拠した変更

二　（略）

3～5　（略）

（職権の委任）

第二百四十条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長に行わせる。

一～三の二　（略）

三の三　法第十三条の三第一項及び第二項の規定による権限（追加型式設計に係るものに限る。）